

鳥取県動物愛護管理推進計画案に係るパブリックコメントの結果について

平成20年5月30日
生活環境部公園自然課

鳥取県では、動物の愛護及び管理に関する法律第6条第2項に基づき、動物の愛護管理に関する基本的な方針を定めて、動物の適正な飼養・保管を図る施策を計画的に推進するため、「鳥取県動物愛護管理推進計画」の策定を進めています。

鳥取県動物愛護管理推進計画」の策定に当たり、「鳥取県動物愛護推進計画(案)」につきまして、パブリックコメントを実施し、その結果を下記のとおり報告します。

記

2 意見募集期間

平成20年4月1日(火)から4月18日(金)まで

3 周知・応募方法

(2) 周知方法

報道機関への資料提供、ホームページへの掲載、県庁県民室及び各総合事務所県民局の窓口での配布、市町村等関係機関への意見照会

(3) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、県窓口(県庁県民室、県民局)の意見募集箱への投函

4 応募件数

140件

5 応募意見の動物愛護推進計画への反映状況

(1) 反映した意見(一部反映も含む)

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
飼い主のいないねこの適正管理のガイドラインを作成すること。	1	98	1	家庭動物の適正な飼養、所有者のいない動物の適性管理のあり方等、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成することとします。
所有者の不明な動物の適正管理について、「効果的な対策を検討します」、「ガイドラインを作成し、地域を支援していきます」という旨に変更すべき。	2	1		
行政は、動物の飼養にあたってその動物の習性および金銭的負担を記載した飼養・譲渡マニュアルを作成すること。	1	91	2	
高齢や病弱な飼養者に対して、地域住民やボランティアと協力し支援を行うこと。	2	93	1	高齢に伴う動物飼養に関する様々な問題に対しサポートできる体制について、検討することとします。
飼育に関する相談を受け、必要時は愛護推進委員やボランティア等の紹介をすること。	1	90	2	「動物愛護推進員」を委嘱し、相談に応じて紹介する体制をとることとします。
ボランティア(団体、個人)の登録制度を導入するとともに、譲渡を支える保育等のボランティアが必要。	1	1		ボランティアとしての「動物愛護推進員」を委嘱し、連携して譲渡の推進を図ることとします。
猫の収容数と、譲渡数と殺処分数の合計が一致していない。		1		その他の譲渡数が洩れていたため修正します。
災害時の仮設収容施設については、地域防災計画では県が実施することになっているので、「県が実施」と記載すること。	1			県が実施することとしており、「市町村の協力を得ながら、実施体制を整備します。」に修正します。

(2) 盛り込み済みの意見(一部盛り込み済みのものも含む)

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、災害時のボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き、強化すること。		89	1	関係機関との連携により、実施体制の整備を行うこととしています。
行政は、あらゆる手段を用いて終生飼養の周知徹底を図ることが重要であり、地域全体での協力体制の強化が必要である。	8	5		終生飼養を徹底し、民間ボランティアや動物愛護団体と連携協力していく旨を記載しています。
地域住民や地域ボランティアの存在を認識した上で、積極的な取組が必要。	1	2		民間ボランティアや動物愛護団体等と連携協力して、動物愛護管理の推進に取り組む旨を記載しています。
不妊去勢手術の推進をすべき。	5	1		不妊去勢手術の実施については、「県民全体への普及啓発及び個別の指導、助言についてより効果的な取組みについて検討します。」と記載しています。
講習会の開催など、飼養者に対して適性飼養の啓発を行うこと。	1	2		適正飼養については、周知を徹底する旨を記載しており、啓発に努めることとしています。
生存の機会を十分に与えるよう努め、殺処分数の減少を図るべき。		3		返還率及び譲渡率の向上を図り、殺処分数を削減する旨を記載しています。
学校での適正飼養、動物愛護精神の啓発に努めること。	2	2		学校や地域等において動物愛護精神と適正飼養管理に関する意識を啓発する活動が実施されるように取り組むとともに、教育委員会、獣医師会等と連携して飼養動物の適正管理をサポートする取組みを検討する旨記載しています。
教育担当部局や獣医師との協力体制を整備し、子どもたちに対して、動物愛護管理の考え方についての普及啓発を推進する。	1			
産業動物にも動物愛護精神を取り入れた苦痛のない飼育を推進すること。	1	1		産業動物の適正飼養管理について周知していく旨を記載しています。

(3) 今後の検討課題である意見

意見の概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
飼い主のいないねこ対策として不妊去勢手術等に係る支援を行うこと。	12	97	1	推進計画に基づき設置する動物愛護推進協議会で、市町村等関係機関を含め、実施可能性を踏まえながら、推進方策の検討を行うこととしています。
「不妊去勢手術を促進するため、市町村等に、ねこの不妊去勢手術の助成金制度の導入を働きかけていきます。」を追加すべき。	2	2		
行政が主体となって、TNR活動(飼い主のいないねこに不妊手術を行い、元の場所に戻す活動)の啓発強化とルール作りを行うこと。	8	97	1	
公園や河川敷、公共施設での飼い主のいないねこ対策のために関係機関が連携し、支援をすること。		96	1	
特に致死処分が多い子ねこについては、飼養可能なボランティア団体との連携による離乳前の子ねこの譲渡を推進する旨を記載すべき。	2	2		
収容動物の返還・譲渡推進のため、全国規模のネットワークを構築するとともに、掲示方法としてあらゆるメディアを用いた掲示法を取り入れること。	2	93	2	環境省収容動物データ検索サイトにリンクがあります。掲示方法については、今後とも有効な方法を検討する必要があると考えます。
譲渡される動物は原則不妊処置を行う事を義務とすること。	1	92	2	譲渡を行う際には、不妊去勢を推奨していますが、義務化については今後の検討課題と考えています。
殺処分は個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき。	2	92	2	現在の施設、体制での対応は困難ですが、今後殺処分数減少にあわせ、検討していく課題と考えています。

あらゆるメディア及び方法で、殺処分数と譲渡数及び譲渡率を公開すること。	15		動物愛護行政の現状について周知するための方法については今後、検討を行っていきます。	
収容動物の掲示・抑留期間を延長するべき。	3	72	1	掲示期間は、3日間とし、抑留期間は、3日から9日となっています。施設の収容能力もありますが、今後収容数減少にあわせ、検討していく課題と考えています。
動物愛護センター等の施設は、動物愛護の意識の向上や情操教育の場としての利用ができる施設にすること。	1	70	1	動物愛護センター等の設置の必要性については、今後検討を行うこととしています。
動物愛護管理活動の拠点施設となる愛護センターやシェルターの設置も視野に入れ、今後の動物愛護管理施設の拡充を検討する旨を記載するべき。	3	1		動物愛護センター等の設置の必要性については、今後検討を行うこととしています。
愛護センターの業務を動物を生かす方向に転換すること。	1	1		殺処分数が減少するよう取り組んでいくこととしていますが、今後動物を生かす方向の取組みについて検討を行っていくこととしています。
犬の登録や狂犬病予防接種率の向上のため、動物病院等での登録や注射済票交付の代行を促進する旨を記載すべき。	2	1		今後、獣医師会と各市町村が協議の上、実施体制の検討を行っていく必要があると考えています。
従来から表記している動物の生年月日とともに、繁殖業者から出荷された日も記載するように、動物取扱業者に指導する旨を記載するべき。	2	1		動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法については、周知徹底を図ることとしています。出荷日の記載については、必要性を含めて今後の検討課題と考えています。
理想で終わらない実効性のある施策を行うこと。	5			推進計画に基づき設置する動物愛護推進協議会で、関係機関を含め、実施可能性を踏まえながら、推進方策の検討を行うこととしています。
具体的な施策の記載がない。	2			
計画に基づいた活動について公表を行うこと。		1		公表の方法等について、今後検討を行うこととします。
動物愛護管理に関して支出した金額の公表を求める。		1		動物愛護管理に関して予算ベースの公表を行っており、支出ベースの公表は、手法を含めて今後の検討課題と考えています。

(4) 対応済みの意見(一部対応済みのものも含む)

意見の主な概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
収容施設に動物を持ち込む飼い主には、持ち込みの理由と名前の記入を義務付けること。	1	94	1	引取りを行う際に、実施しています。
殺処分の状況を見せ、引取り窓口での指導を行うこと。	1	94	1	窓口での指導、説明に努めています。
センター等での収容動物の扱いは、最低限健康状態を維持できるように配慮すること。		91	2	空調を整備する等、収容動物への配慮を行っています。
動物愛護推進に係る地方交付税措置により、収容期間の延長、治療を行うこと。		1		被譲渡候補動物は、期間を延長して収容し、譲渡動物にはワクチン接種を実施しています。
譲渡後も追跡調査を行うこと。	1	91	2	必要に応じて調査を行うこととしています。
虐待疑いの事例が発生した場合には、「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が、「警察」と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにすること。専門の調査員の所属機関を創設するための法律、条例の制定を求める。また調査員は、できるだけ司法警察員とすること。	2	91	1	既に鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく動物愛護管理員を各総合事務所に設置しており、虐待があった場合には警察とも連携して対応することとしています。
動物遺棄、虐待に対して、罰則の適用等適正に対処すること。	4	1		動物遺棄、虐待に対しては各総合事務所で警察とも連携を図り、適正に対応しています。
違反事例に対応できるように、職員や推進員の研修を行うこと。		5		職員の能力向上に努めています。

違反事例に対し、通報受付窓口の設置等、迅速に対応できる体制作りをするべき。	1	2		各総合事務所に対応しています。窓口として認識してもらえるように普及啓発することとしています。
違反事例の地域住民による監視・通報の強化をするべき。	1	1		
多頭飼育している場所を各地域で把握し、様々なトラブルを未然に防ぐこと。	1	90	1	把握に努め、適正に対処しています。
動物取扱業者からの引取りを行う場合、一般市民の引取りの金額よりも多額に設定すること。諦めた者はその動物を遺棄または自らの手で虐待に当たる処分法をとる可能性があることから、その後の確認を行うこと。		91	1	動物取り扱い業者からの引取りは事例がなく、多額の料金設定は行っていませんが、必要に応じ、動物取扱業者が適正に管理を行うよう指導を行うこととしています。
動物取扱業者に対し、定期的な監視と指導を強化すべき。	1	3		各業者の営業状況の確認を行うとともに、法の基準を周知徹底していくこととしています。
動物取扱業者に対する定期講習会を実施するべき。		1		動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づき、動物取扱責任者に対して毎年行っています。
行政職員の資質向上(研修等)を行うこと。	2	3		研修への参加などを通じて職員の資質向上に努めています。
災害時に動物と同行できる避難所や仮設住宅の設置について、市町村と連携した体制整備を行う旨を記載するべき。	2	2		既策定の鳥取県地域防災計画に基づき避難所においてペット同伴が可能と判断された場合には、受入体制を整備することとしています。同伴が困難な場合は、動物を収容できる施設の市町村と連携した設置体制を整備することとしています。
飼養動物の所有者明示を徹底すること。	1	2		所有者明示の指導に努めています。
狂犬病予防接種の罰則の広報と指導を徹底し、罰則を適用すること。		1		周知及び指導の徹底に努めています。
犬の鑑札を付けるよう広報活動と指導の徹底を行うこと。		2		

(5)対応が困難な意見

意見の主な概要	県内	県外	不明	回答・対応方針
一般家庭での里親募集に関してマニュアルを作成し、相談を受け付けること。	2	90	2	動物愛護推進員を設置し、相談を受け付けることとしており、マニュアルの作成の必要性は低いと考えます。
譲渡を目標にしていくことから、愛護センター内での検疫を行うこと。	1	90	1	検疫を行うための検査体制、設備が整っておらず、対応は困難と考えます。
定期譲渡会及び学校等への出張譲渡会の開催による譲渡率の向上に努めるべき。	2	1		現状の譲渡可能動物数では、譲渡会の実施は困難です。
すべての収容動物を譲渡の対象とすること。		1		譲渡要領の判断基準に基き、被譲渡動物の選定を行っています。
引取り時に、動物病院での安楽死と同等の持ち込み料、依頼料を徴収し、収容動物のケアやその他必要費用にあてること。	1	91	1	実費相当の引取り手数料を徴収しており、遺棄の増加につながりかねない引取り料の増額は困難です。
引取り料金を引き上げるべき。		3		
引取りが行われなかった場合、飼育放棄や遺棄等が行われないう、追跡調査等の対策を講じること。	1	90	1	原則、引取りを行うこととしており、引取りが行われなかった場合の追跡調査の実施は予定していません。
引取られた犬、ねこをアニマルセラピーや介助に適した動物として育成すること。		89	2	動物の適性を踏まえた対応が必要であり、体制的にも対応困難です。
子犬、子ねこが譲渡可能になるまで飼育できるようにボランティアの能力に応じて集合住宅であっても規約の数以上の保護を許可すること。	1	88	1	住宅の規約の数以上の動物の飼育許可といった手続きは、行政行為として不可能です。

身勝手な理由による不適切飼育と、それに伴う迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成するとともに、該当者に対する指導や罰金、動物の所有権剥奪などの措置をとること。	2	91	1	現行法令上、所有権剥奪の実施はできないため、本計画に盛り込むことは困難ですが、違反事例には厳格に対応することとします。
獣医師が虐待、飼育放棄等違反事例を疑う場合、通報を義務化するべき。	1			要請は行っていますが、実効性に疑問があるため、義務化は困難です。
動物取扱業者だけでなく繁殖を行う個体の登録も義務とし、繁殖数を規制すること。		92	1	規制を行う根拠が不明確であり、対応は困難です。繁殖動物については適正な管理が行われるよう指導を行うこととしています。
動物取扱業者から出荷される動物へのマイクロチップ装着を義務化するべき。	2	1		国レベルで検討すべき事項と考えます。
一般家庭での繁殖を禁止すべき。	1			動物取扱業として行う場合は登録が必要ですが、一般家庭での繁殖の禁止は困難です。
動物取扱業者が廃業した時や業務停止時に動物を保護できるように、保険制度や供託金制度の整備するべき。	1			国レベルで検討すべき事項と考えます。
動物取扱業を許可制にして欲しい。	1			国レベルで検討すべき事項と考えます。
「繁殖、販売業の新規出店、開店を禁止」を追加して欲しい。		1		禁止するだけの明確な理由がなく実施は困難です。
譲渡・返還の目標を100%とし、殺処分の最終目標を0とするべき。	1	89	2	国の指針も参考にし、目標値は終生飼養等の適正飼養の効果が反映される引取数とします。目標は当面半減とし、5年後に見直しを行う予定です。
目標を殺処分の削減にし、目標値を年度ごとに設定すること。		1		
目標値を平成19年度の収容・引取数の20%とすること。		1		
具体的な目標で「犬及びねこの引取数」平成18年3,286とあるが、この中に犬の収容数が入っておらず、ねこは収容数も引取数に入れているので、犬もそれにあわせ数値を訂正し、計画を変更するべき。		43		目標値は、終生飼養等の適正飼養の効果が反映される引取数とします。なお、ねこについても引取数に修正します。
殺処分数、返還数についても目標値を設定すべき。	2	2		当面、終生飼養等の適正飼養の普及に努めることとし、直接連動する引取数を目標値とします。
動物実験は、必要最低限のものとし、苦痛を伴うものは禁止すべき。違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。		88		動物の愛護及び管理に関する法律に基づく実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準においても管理者の努力規定にとどまっているので、禁止罰則規定の導入は、困難です。
動物に苦痛を与える行為を定義するべき。	1	1		国レベルで検討するべき事項と考えます。
動物実験施設を公開すべき		1		施設管理者が判断すべきことと考えます。
マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。		60		所有者明示の有効な手法の一つと考え、推進しています。
マイクロチップの安全性について検証し、あくまで所有者明示のひとつの手段として飼い主の任意とするべき。		19		マイクロチップの装着は任意ですが、県としては所有者明示の有効な手段のひとつとして考え、推進しています。
動物の命をゴミの回収と同じに扱う定時定点回収は廃止するべき。		50		高齢に伴う飼育困難者の問題もあり、遺棄防止の観点から中止は困難です。
学校での犬、ねこの飼育を推進するべき。	1			学校教育等で動物愛護精神の普及を推進することとしています。飼育は学校の判断によるものであると考えます。